

役員選挙規約

(目的)

第1条 本組合の役員選挙は、中小企業等協同組合法（又は中小企業団体の組織に関する法律）及び定款で定めるもののほか、この規約の定めるところにより行う。

(選挙の期日)

第2条 役員任期満了による選挙は、役員任期が終わる日の前30日以内またはその日の後10日以内に行う。

2 役員補欠のための選挙は、これを行うべき事由が生じた日から2カ月以内に行う。

3 役員定数の増加を議決したときは、増員された数の役員選挙は、その議決をした総会において行う。

(選挙管理人)

第3条 投票により行う選挙には、選挙管理人○人以上○人以内を置く。

2 選挙管理人は、総会において選任する。

3 選挙管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。

(選挙立会人)

第4条 投票により行う選挙には、選挙立会人○人以上○人以内を置く。

2 選挙立会人は、総会において選任する。

(投票箱の確認)

第5条 選挙管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙)

第6条 投票用紙は、別記第1号及び第2号の様式による。

(投票用紙の交付)

第7条 選挙管理人は、選挙立会人の面前において、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

(投票)

第8条 組合員は、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

(書面による選挙権の行使)

第9条 組合員は、定款第○条第○項の規定により、書面による選挙権を行おうとするときは、少なくとも次に掲げる事項を記載した書面を、開票前までに、本組合が受理できるように送付しなければならない。

(1) 被選挙人の氏名

(2) 指名推選の方法による選挙の可否又は条件

2 前項の書面には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

(投票の終了)

第10条 選挙管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

2 投票の終了後は、何人も、投票することができない。

(投票用紙交付の確認)

第11条 選挙管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、選挙立会人の確認を得なければならない。

(開 票)

第12条 開票は、選挙立会人立会の上、選挙管理人が投票箱を開き、被選挙人ごとに得票数を計算するものとする。

(無効投票)

第13条 次の投票は、無効とする。ただし、第1号の事項については、書面による選挙権を行う場合は、この限りでない。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 記載すべき被選挙人の数を超えて記載したもの

(3) 被選挙人の○人を記載したかを確認し難いもの

2 投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、選挙管理人が、選挙立会人の意見を徴して決定する。

(開票結果の報告)

第14条 選挙管理人は、開票を終わったときは、その結果を議長に報告しなければならない。

(選考委員)

第15条 定款第○条○項の規定による選考委員の数は、○人以上○人以内とする。

(選考結果の報告)

第16条 選考委員は、被指名人の選定を終わったときは、その結果を議長に報告しなければならない。

様式第1号（第6条の規定による単記式投票用紙）

